

| 町民税・県民税の住宅ローン控除限度額 |                         |                              |                                  |
|--------------------|-------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 入居した年月             | 平成 21 年 1 月～平成 26 年 3 月 | 平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月(注 1) | 令和 4 年 1 月～令和 7 年 12 月(注 2)(注 3) |
| 控除限度額              | A × 5%<br>(最高 97,500 円) | A × 7%<br>(最高 136,500 円)     | A × 5%<br>(最高 97,500 円)          |

(注釈) 表中の A は所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)です。

(注 1) 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が 8%または 10%の場合に限ります。

(注 2) 令和 4 年中に入居したかたのうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までに入居し、(注 1)の条件を満たす場合の控除限度額と同じとなります。

(注 3) 令和 6 年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

| 住宅ローン控除の控除期間                            |                   |      |
|---|-------------------|------|
| 居住を開始した住宅                               | 居住年               | 控除期間 |
| 認定住宅等(認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)の新築住宅等 | 一定の省エネ基準を満たす新築住宅等 | 13 年 |
| 上記以外の新築住宅等                              | 令和 4 年～令和 5 年     | 13 年 |
|   | 令和 6 年～令和 7 年     | 10 年 |
| 既存住宅                                    | 令和 4 年～令和 7 年     | 10 年 |